

次期小樽市総合計画策定の基本方針

平成28年12月12日 市長決裁

1. 策定の趣旨

本市は現在、平成21年度から平成30年度の計画期間である第6次小樽市総合計画に基づき、「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」を将来都市像として掲げて、市政運営に取り組んでいます。

この間、地方自治法の改正により、総合計画の策定やその手続きについては各市町村の判断に委ねられることとなり、本市では平成26年4月から、まちづくりの基本的な考え方や市政運営の基本的なルールを定めた「小樽市自治基本条例」が施行され、市政運営の基本的な方向を示す必要性があることから、本条例において今後も「総合的な計画」を策定することを規定しました。

人口減少時代において、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するためには、自治基本条例の理念に基づいて、市民・議会・市が一体となってまちづくりを進めることが求められます。

また、市政においても、限られた資源で多様化・高度化する市民ニーズに応えていくことが求められ、市政に関する各計画間の整合を図り、統一性のある運営を行うための指針も必要と考えられます。

このため、市民・議会・市がまちづくりの方向性を共有し、効果的・効率的な市政運営を行うための将来的な展望に立った総合的な指針として、平成31年度から始まる次期小樽市総合計画を策定します。

2. 計画策定の基本的な考え方

(1) 自治基本条例の理念に基づく計画策定を行います。

- 市民への情報提供と市民意見の反映に努めます。
- 協働によるまちづくりを進めるため、市政の基本的な方向性を、市民・議会・市で共有できる、わかりやすい計画づくりに努めます。

(2) 本市の最上位の計画とします。

総合計画は、市政運営全般についての指針となる最上位の計画と位置付け、市政に関する他の計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図るものとします。

(3) 効果的・効率的な市政運営に資する計画とします。

- 市民ニーズの把握や市内外の環境分析、これらに基づく的確な目標設定を行い、多彩な視点・発想により、施策展開の方向性を検討します。
- 選択と集中による重点化や、複合的・分野横断的な課題への対策、計画の実効性を確保する推進体制について検討します。
- 「何を行ったか」よりも「どのような効果をもたらされたか」という成果を重視した「目標管理型の市政運営」を推進するため、行政評価と一体となった計画の運用の仕組みを構築します。

3. 計画の名称

計画の策定過程において決定することとしますが、当面「第7次小樽市総合計画」と称します。

4. 計画の構成等

(1) 基本構想

- 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想をいい、本市が目指す将来都市像を示し、それを実現するための基本的方向を明らかにするものです。
- 計画期間は、平成31年度から平成40年度までの10年間とします。
- 基本構想は、議会の議決を経て決定することとします。なお、基本構想を議決事件とするための条例案は、別に提案します。

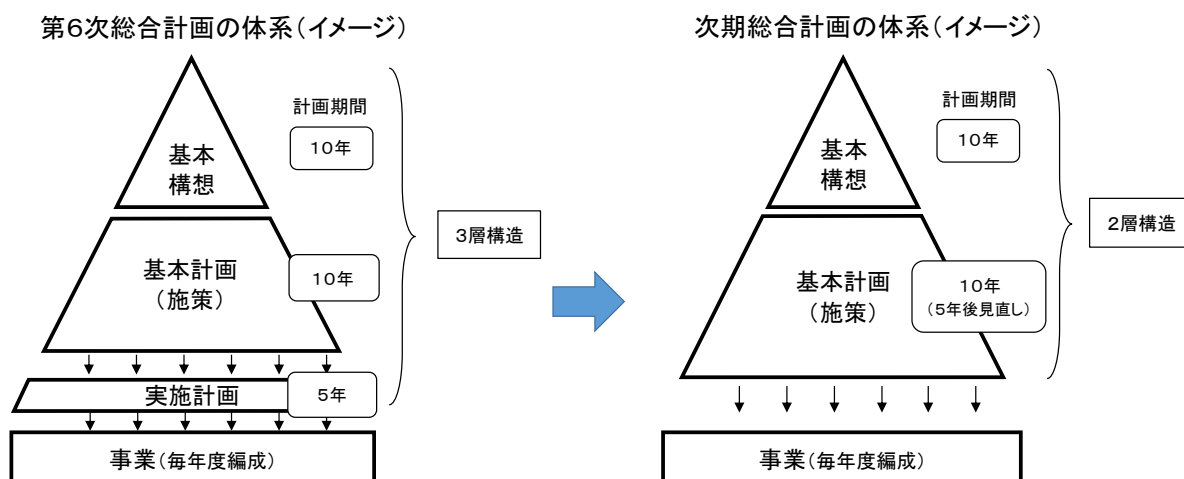
(2) 基本計画

- 基本構想の方向に沿って、市政全般にわたって施策の体系を定め、施策の展開方向と主要な事業を示すものです。
- 施策の成果を測るための目標値を設定し、目標管理型の市政運営の中核的な位置付けとします。
- 計画期間は、平成31年度から平成40年度までの10年間とします。
- 社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、策定から5年後をめどに中間見直しを行うものとするほか、必要に応じて見直しを検討することとします。

(3) 第6次総合計画との違い

現在の第6次総合計画は、基本構想、基本計画と、事業概要を示す実施計画の3層構造としています。

次期総合計画では、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応していくため、基本計画を5年後に見直すとともに、わかりやすく、施策の展開方向や目標を示す機能に重点を置いた2層構造に再編し、具体の事業については、基本計画に基づいて、毎年度、効果的な取組を検討していくこととします。



5. 策定体制

(1) 庁内の体制

- 市長及び市職員で組織する「総合計画策定会議」で、計画策定の全般について協議し、計画案の作成を行います。また、策定会議に補助組織を置き、計画策定に関する調査・研究や、計画素案の作成を行います。
- その他、職員から広く意見を募るなどの職員参加手法を検討します。

(2) 審議会

基本構想の原案と、基本計画の案について、有識者などで構成する「小樽市総合計画審議会」に諮問し、答申を受けます。

(3) 議会

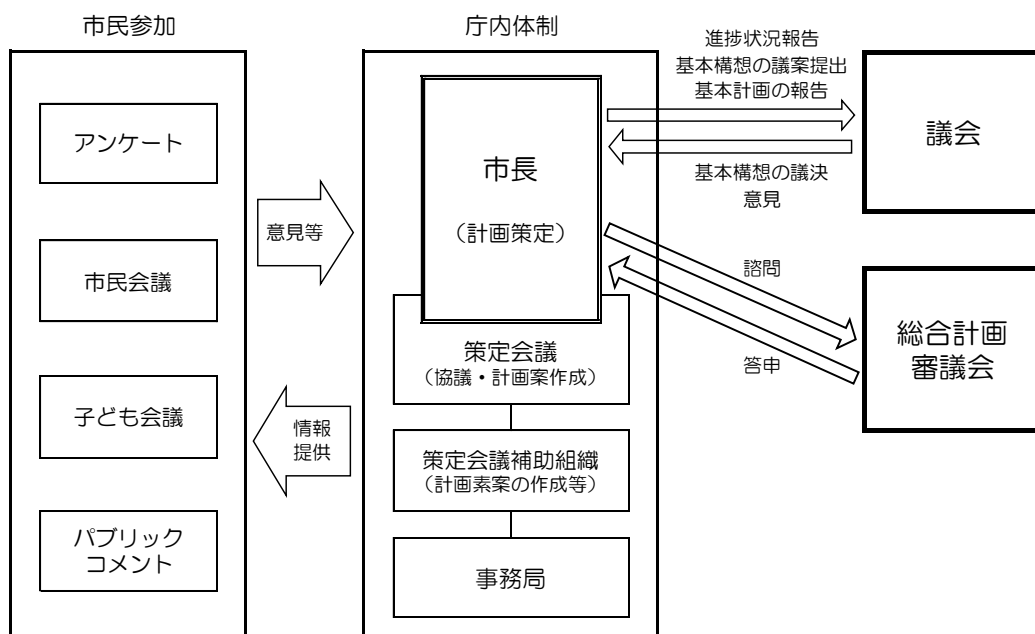
基本構想は、議案として提出し、議会の審議および議決を経て決定します。また、策定の各段階において、議会に進捗状況を報告し、議会の意見を踏まえた上で、総合計画を策定していくものとします。

(4) 市民参加

市民ニーズの把握と、市民意見の計画への反映を目的に、以下の取組を実施します。実施に当たっては、多様な市民の意向・意見を幅広く集め、それを計画に十分活かせる形となるよう留意します。また、策定状況を市の広報やホームページで随時公表するなど、市民への情報提供に努めます。

- アンケート調査（市民、地区別、団体別、市外在住者）
※基礎調査として、平成 28 年度実施済
- （仮称）100人市民会議（高校生以上の市民によるワークショップ）
- 子ども会議（中学生の意見交換会）
- パブリックコメント（基本構想の原案、基本計画の案に対する意見聴取）

《策定体制図》



6. 策定スケジュール（予定）

